

仕事も家庭も大切にしたい

長崎県では、職員が働きやすい職場環境づくりに、全庁的に取り組んでいます。

職員一人一人が真剣に仕事に向きあい、より質の高い仕事ができるように。

家庭をはじめ、仕事外で生き活きとした時間を過ごすことができるように。

各種休暇制度等、多様なメニューで支援に取り組めます。仕事も家庭も大切にしたい、長崎県は、そんな職員を応援します。

先輩職員からのメッセージ

笑顔とコミュニケーションを大切に。“当たり前”のことを丁寧に。



浅岡 多絵

H20入庁

所属：水産部水産経営課

これまでの配属先

H20.4～ 環境部 未来環境推進課

H23.4～ 五島振興局 上五島支所 管理・用地課

H26.4～ 水産部 漁政課

H30.4～ 水産部 水産経営課

長崎が好き。生まれ育った長崎市以外も見てみたかった。

Q 長崎県職員を選んだ理由を教えてください。

A 私は、生まれも育ちも長崎で、長崎が好きだからです。それに、県職員は様々な経験ができて、面白そうだと思いました。離島も含め、県内のいろんなところで勤務することもできますし。生まれ育った長崎市以外も見てみたい、いろんな経験をしたい、という思いで長崎県庁を選びました。

女性にとって、働きやすいと思います。

Q 女性が仕事をする場として、長崎県庁とは？

A 女性にとって働きやすいと思います。保育園のお母さんたちと話をしている、時間休が取れるのがうらやましいと言われたことがありますね。半休でないといふ休みを取ることができないと話しているお母さんもいて、県庁だと時間単位で休みを取ることができるので、便利だと感じます。

育児休暇（2歳以下の子を育てる職員が育児の時間を請求した場合、1日2回 各60分休暇を取得できる制度）なども時間が読みづらい子育てをするうえで、有り難い制度だと思います。



どうなることかと思いましたが、

Q 育児休業と育児休暇を取得して、どう感じましたか？

A 育児休業は、一人目の子のときは不安でした。はじめはわからないことばかりなので。当時、人が少ない所属にいたこともあって、どうなることかと思いましたが、いざ育児休業に入るとなると、代替職員さんが決まったり、また、職場の皆さんが優しくなったこともあって、育児に専念できたと感じます。
二人目の子のときは、さほどの不安なく育児休業に入ることができました。
周りにやさしい人が多いと感じます。こどもがいることに理解があるな、って。

はじめは、「本気？」という感じ

Q 浅岡さんの配偶者も育児休業を取得していますが、男性の育児休業、どうでしたか？

A はじめは、私も「本気？」という感じでした。まだ男性の育児休業は一般的ではありませんし、周りの方にも「え？」と驚かれることも結構ありました。

でも、実際に夫に育児休業をとってもらったら、非常に助かりました。夫が育児休業を取ったのは二人目の子のときだったのですが、たとえば、産後は睡眠不足になるのですが、お昼寝する間に子どもを看てもらったり、上の子の保育園への送り迎えに行ってもらったり、産まれたばかりの子をつれて、保育園にお迎えに行くのは難しいところもあり、そういう場面で夫と一緒に育児をするのは非常に助かりました。食事を作ってくれたりもして、夫が育児休業を取っていた期間（一ヶ月間）は、かなり楽をさせてもらったと感じます。
仕事の状況や職場の理解にもよりますが、男性の方は是非取得を検討してみてください。

いろんな業務を経験しました。

Q 現在の仕事内容を教えてください。

A 現在の仕事は、漁業関係の利子補給に関する業務です。漁業者が船や漁具を買ったり修理したりする時に、金融機関から借入れをすることがあります。その際に、漁業者が長期かつ低利で借入れができるように、金融機関に対し利子補給を行う制度があるのですが、その事務処理を行っています。金融機関から提出される申請を審査する業務を担当しています。
入庁して、最初の部署は環境部でイベント等の業務を、次に五島で漁港や道路等の管理業務を担当した後、水産部は今年で5年目です。今までにいろんな業務を経験しました。

長崎県庁と女性、これからのこと

Q 長崎県庁のこれからの展望について、どう考えますか？

A 難しいですね…。まずは、以前に比べて女性が増えたな、と感じます。自分より下の世代の女性も多くなりました。

これは、難しいところですが、女性が増えたら休暇の取得などもこれまでとは変わってくるのかな、と思います。女性が増え、育児についての休暇等を取った経験のある人が多くなれば、休暇を取るのが当たり前の社会になってゆくのかもしれません。

こどもがいる後輩の女性に、勤務時間等のことで相談されたことがあり、私はこうしたよ、って話したり、他の育児に関する制度を利用した同期の話をお教えしたりしています。

自分が育児休業や休暇などを取った経験を、少しでも活かしていけたらと思います。

また、仕事面では、初心を忘れずにいたいと思っています。

入庁1年目の頃に、職場の方に笑顔を褒めていただいたことがあり、普段から笑顔を心がけています。それと当たり前のことですが、仕事は一人ではできませんので、周りの方とのコミュニケーションも大事にしています。

これからも、仕事も家庭も大切にしながら頑張っていきたいと思えます。



就職活動中の方へのメッセージ

休暇も取りやすく、家庭も仕事も大切にしたいという方にとって働きやすい職場だと思います。働く地域も担当業務の種類も多く、いろんな経験もできて面白いですよ。皆さんをお待ちしています。

○ 長崎県の休暇制度等

長崎県の仕事と家庭の両立に関する主な休暇制度を紹介します。

職員のライフステージ	休暇等制度	男性	女性	休暇等の取得要件
本人又は配偶者の妊娠・出産	つわり休暇		○	つわりのため勤務できないとき、7日以内で取得可能
	妊産婦健診休暇		○	医療機関などで保健指導又は健康診査を受けるとき取得可能
	妊婦通勤緩和休暇		○	通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとき取得可能
	妊婦休息休暇		○	妊婦又は胎児の健康保持のため、勤務時間の途中で適宜休息等するとき
	産前休暇		○	出産予定日まで8週間以内の女性職員が取得可能
	産後休暇		○	出産した全ての女性職員は、出産日の翌日から8週間取得可能
	出産補助休暇	○		配偶者の出産にあたり、男性職員が配偶者や子の世話をするとときに3日以内で取得可能
育児期間	育児休業	○	○	満3歳未満の子を養育するとき、子が満3歳になる日の前日まで取得可能
	部分休業	○	○	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、勤務時間の始め又は終わりに2時間以内を取得可能
	育児短時間勤務	○	○	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、通常より短時間で勤務可能
	育児休暇	○	○	子(2歳未満)へ授乳したり、保育所へ送り迎えを行うとき、1日2回 各60分休暇取得可能
	早出・遅出勤務制度	○	○	小学校就学に達するまでの子を養育する職員は、一日の勤務時間を変えることなく、始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げて勤務可能
	こども看護休暇	○	○	子(中学生未満)の看護を行うとき、暦年(1/1~12/31)に5日を超えない範囲内で勤務をしないことが相当であると認められる期間で休暇取得可能
	深夜勤務及び時間外勤務の制限	○	○	育児を行う職員の深夜勤務の制限 ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、午後10時~午前5時までの深夜勤務の免除を請求する場合 育児を行う職員の時間外勤務の制限 ・3歳未満の子を養育する職員が、時間外勤務の免除を請求する場合 ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、一月24時間、1年150時間を越える時間外勤務の免除を請求する場合
男性職員の育児参加のための休暇	○		配偶者の産前8週間・産後8週間の期間中に出産にかかる子又は上の子(小学校就学前)を養育するとき、5日以内で取得可能	

この他、介護に関する休暇制度も整備されています。

○ 長崎県の各種休暇制度等

